

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 5 号

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年総社市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 （3）個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4）情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 別表第 1（第 4 条関係） <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>1及び2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 市長</td><td>総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>4及び5 略</td><td></td></tr></table>	機 関	事 務	1及び2 略		3 市長	総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	4及び5 略		（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 （3）個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4）情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 別表第 1（第 4 条関係） <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>1及び2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 市長</td><td>総社市中心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>4及び5 略</td><td></td></tr></table>	機 関	事 務	1及び2 略		3 市長	総社市中心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	4及び5 略	
機 関	事 務																
1及び2 略																	
3 市長	総社市障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの																
4及び5 略																	
機 関	事 務																
1及び2 略																	
3 市長	総社市中心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの																
4及び5 略																	

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 略			1 略		
2 市長	総社市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	2 市長	総社市ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
		総社市障害者医療費給付条例による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			総社市中心身障害者医療費給付条例による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略
3 市長	総社市障害者医療費給付条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略	3 市長	総社市中心身障害者医療費給付条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
4 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	略	4 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	略
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		略			略

改 正 後			改 正 前		
	であって規則で定めるもの			であって規則で定めるもの	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。